

合理的配慮の申出について

県立学校において、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む））、その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を行うことが著しく困難な者について、他の教職員との均等な待遇の確保又は障害者である教職員が有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、本人からの意思の表明があった場合には、必要かつ合理的な配慮を提供することとしています。

合理的配慮は、障害の特性や支障となっている事情の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。合理的な配慮の提供は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において行われます。例えば、所属校の教育活動等への影響や実現困難度、費用・負担の程度を考慮し、加重な負担に当たると考えられる場合には、改善措置が実施されない場合があります。

合理的配慮の提供を希望する場合は、意思表示を行い、管理職と相談・確認を行ってください。

<参考：合理的配慮の進め方>

